

「そうじゃ 絆通信」は前号から**更新のあった内容のみ**配信いたします。
バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

令和元年9月20日
No.34
復興推進室
0866-92-8287

住宅災害復旧等資金利子補給金の助成

内容 平成30年7月豪雨により被災した住宅の復旧（建設・購入・補修）のため、金融機関から融資を受ける場合、その利子を下記のとおり助成（補給金を交付）します。
現在、すでに金融機関等から融資を受けている方についても、対象になります

対象者 次の（1）～（3）のすべてに該当する方が対象です。

（1）平成30年7月豪雨により住宅（住家）に被害を受けた方

復旧の区分	被害の程度
建設・購入	全壊、大規模半壊、半壊
補修	全壊、大規模半壊、半壊、 一部損壊（床下浸水等）

（2）総社市内に住宅を再建（建設・購入）する方、もしくは住宅を補修する方

（3）住宅の復旧のため金融機関から50万円以上の融資を受ける方

対象となる融資，助成率等

復旧の区分	対象となる融資の上限額	助成率（上限）	助成期間
建設・購入（中古も含む）	建設の場合 建設資金 16,500千円 土地購入資金 9,700千円 整地資金 4,400千円	年0.63%	償還開始から 10年間
	購入の場合 住宅購入資金26,200千円		
リバースモーゲージ※	建設の場合 建設資金 21,600千円 土地購入資金 9,700千円 整地資金 4,400千円	年2.12%	
	購入の場合 住宅購入資金 31,300千円		
補修	補修資金 7,300千円 整地・引当資金 4,400千円	年0.63%	
	リバースモーゲージ※ 補修資金 7,300千円 整地・引当資金 4,400千円	年2.12%	

※ リバースモーゲージとは、将来的な住宅の売却を担保にして融資を受ける高齢者向けの特例融資制度のことです。

（注）すべての融資は、令和2年7月6日までに金融機関の貸付決定を受けたものであり、かつ、令和3年12月31日までに償還が開始するものであることが要件です。

申込期限 令和2年7月6日まで（被災日より2年間）

申請に必要な書類

- (1) 総社市住宅災害復旧等資子補給金交付承認申請書
- (2) 金融機関からの融資決定通知書（借入済の場合は借用証書）の写し
- (3) 融資資金の内訳（建設・土地取得・整地・補修・移転）がわかる書類の写し
- (4) 融資資金使途証明書
- (5) 誓約書
- (6) 罹災証明書（又は被災証明書）の写し
- (7) その他特に必要と認められる書類

利子補給金の交付

毎年（1～12月）の利子の返済実績に基づき、翌年の3月末までに交付します。
※毎年1月に交付申請書及び請求書を提出していただきます。

問い合わせ

総社市 建設部 建築住宅課 営繕住宅係 ☎0866-92-8287

罹災証明書・被災証明書の発行窓口が変わりました

受付窓口

場所	時間
総社市役所危機管理室（本庁舎2階）	平日 8:30～17:15

総社市 危機管理室 ☎0866-92-8599

被災家屋の固定資産調査について

内容 被災した家屋のうち、罹災判定で半壊以上の家屋について、修理の状況などをお伺いします。

対象者 罹災判定で、全壊・大規模半壊・半壊の判定が出ている家屋のうち、解体をせず調査表送付時点で現存している家屋の所有者

調査方法 今回対象となる家屋の所有者宛、郵送にて調査表をお届けします。同封の返信用封筒を御利用いただき御返送願います。

調査理由 罹災判定で半壊以上の判定の出ている家屋は、その判定を基に、家屋の評価額を見直しています。リフォームなど修繕状況により、今後の家屋の評価額を見直すためのものです。

提出期限

令和元年10月31日まで

※令和2年1月1日現在の予定状況で御記入ください

問い合わせ

総社市 総務部 税務課 資産税係 ☎0866-92-8236